

あなたの健康を支える

国民健康保険のお知らせ

2億5000万円を保険料率の抑制や減免に充当

医療費の増大などで保険料率が上がりました 皆様のご理解とご協力をお願いします

国民健康保険は、職場の健康保険などに加入していない人を対象にした公的医療保険です。国民健康保険は、加入者である被保険者の皆さんが納める保険料や国・県の補助金、市の繰入金などによって運営されています。23年度も一般会計から通常行われる繰り入れのほか、昨年度に引き続き保険料の抑制や減免制度の拡充のため2億5000万円を繰り入れ、保険料率の据え置きに努めましたが、医療費の伸びが大きいことなどで保険料率を引き上げることになりました。

平成23年度保険料の計算方法

カッコ内は22年度の数値

| 区分 | ①医療給付費分 | ②後期高齢者支援金分 | ③介護納付金分（※2） |
|------|-------------------------------------|----------------|----------------|
| 所得割額 | 平成22年中の基準総所得金額〈※1〉×0.068% (6.7%) | 2.2% (2.1%) | 2.0% (1.9%) |

+

| 均等割額 | 被保険者1人につき | | |
|------|----------------------|--------------------|----------------------|
| | 27,360円 (26,160円) | 7,920円 (7,440円) | 11,400円 (11,400円) |

+

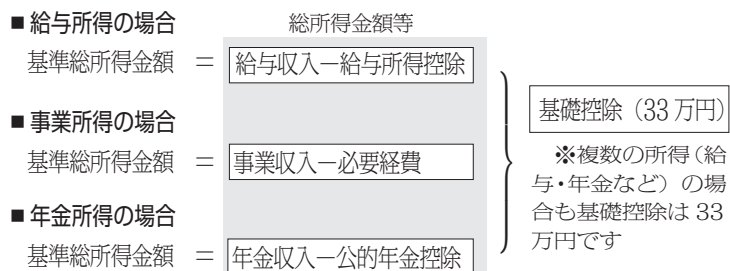
| Λ※3 V額 | 1世帯につき | | |
|-----------|----------------------|--------------------|----|
| | 20,640円 (19,920円) | 5,760円 (5,520円) | なし |

| 限度額 | 50万円 (47万円) | 13万円 (12万円) | 10万円 (10万円) |
|-----|----------------|----------------|----------------|
|-----|----------------|----------------|----------------|

①～③を合わせて徴収します

平成23年度保険料
限度額 73万円

<※1> 基準総所得金額は総所得金額等から基礎控除（33万円）を差し引いたもの。以下の所得以外もあれば合算されます



<※2> 介護納付金分の保険料は、40歳～64歳の介護保険第2号被保険者がいる世帯のみに賦課します

<※3> 世帯の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国民健康保険の被保険者が1人になった世帯については平等割額の保険料が半額になります。ただし、世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります

平成23年度の保険料は前年度に引き続き、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分および③介護納付金分の3つを合わせたものです。

①医療給付費分については：所得割額が6.8%、均等割額が2万7360円、平等割額が2万640円、平等割額が2万640円になります。

②後期高齢者支援金分について：所得割額が2.2%、均等割額が7920円、平等割額が7920円になります。

③介護納付金分については：所得割額が2.0%、均等割額が1万1400円になります。

※なお、後期高齢者医療制度への移行により国民健康保険の加入者が1人となった世帯については、平等割額の保険料が半額となります。ただし世帯構成に変更が生じた場合は、見直すことがあります。

これまでに賦課限度額に達していた世帯の一部では、保険料が最高で4万円引き上げられますが、中・低所得世帯については、保険料の引き上げを抑制する効果があります。

世帯の保険料は所得の多寡により異なりますが、受けられる保険給付などに違いはありません。したがって、受益と負担の公平を図る観点から一部の高所得層に保険料負担が偏らないよう、国の基準などに基づき保険料の最高限度額（賦課限度額）を決定しています。

国においては、賦課限度額を平成22年度に引き続き23年度も4万円引き上げています。

本市では、今回、医療給付費分と後期高齢者支援金分の賦課限度額を、国基準に近づけるため改定しました。改定後の賦課限度額は、医療給付費分が47万円から50万円に、後期高齢者支援金が12万円から13万円になります。

保険料ご質問コーナー

6月20日～28日に



市は、保険料の算定方法などの質問や納付方法の相談のため「国民健康保険料ご質問コーナー」を設けます。

【日程】6月20日（月）～28日（火）の午前9時～午後5時（土・日曜を除く）

【会場】市役所本庁舎2階252会議室

新しい保険料率に基づいて決定した平成23年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送します。

なお、保険料の計算方法は、左表のとおりです。また保険料の軽減や減免については下の記事を参照してください。

保険料の減免について

| 保険料の減免が受けられる場合 | 申請手続きに必要なもの（A～Fは印鑑も） |
|--|--|
| A 災害または盗難により資産の3割以上の損失があったとき | 消防署・警察署などが発行する被災程度の確認ができる証明書およびその他必要な書類 |
| B 平成22年中の合計所得金額が1000万円以下（勤労所得あり）で引き続き1カ月以上の失業または休業により生活が困難になったとき | 以下のうちのいずれか1点 ▷雇用保険受給資格者証 ▷廃業届（税務署提出の控え） ▷地区民生委員の現在無職であることの状況確認書 など |
| C 平成22年中の合計所得金額が500万円以下で、23年中の合計所得の見込み金額が、その半分以上となる時 | 平成23年中の合計所得の見込み金額を算出する根拠となるもの（申請時点までの給与明細書、年金支払通知書など） |
| D 均等割額および平等割額の法定軽減の適用を受けている世帯で、所得割額が賦課される世帯 | 印鑑のみ |
| E 1カ月以上の期間、保険給付の制限を受けるとき | 在所証明など事実を証明するもの |
| F 社会保険などの被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者だった人が国民健康保険に加入する場合で、国民健康保険の資格取得日に65歳以上の人 | 以下のうちのいずれか1点 ▷健康保険資格喪失証明書（被保険者本人が後期高齢者医療制度の被保険者となったことが明記されているもの） ▷旧被扶養者異動連絡票 |
| G 基準総所得金額の世帯合計の20%を超える保険料が賦課される世帯 | 印鑑のみ |

<注1> 合計所得とは、各種所得の合計で、各種控除前の所得のことです（保険料の算定に用いる「基準総所得金額」とは異なりますのでご注意ください）

<注2> 上記A～Fのうち複数に該当する場合は、最も減免額が多い事由を適用します

<注3> 上記Gについては、他の減免と同時に受けられますが、その場合は他の減免を適用した後の金額に対して減免します

<注4> 減免が適用された場合、申請した翌以降の納期で保険料を調整します

<注5> 非自発的失業者への軽減が適用された場合、上記G以外の減免と併用できません

<注6> 東日本大震災により被災を受けた人の減免は、上記Aの要件と異なります

非自発的失業者への軽減

対象は倒産・解雇等の理由で離職され、雇用保険の「特定受給資格者」か「特定理由離職者」とされた65歳未満の人です。軽減期間は離職の翌日から翌年度末までの期間です（平成22年度の保険料より適用となります）。

◆東日本大震災被災者に係る減免 東日本大震災により被災した人に係る保険料については、被災された場合が異なります。被災証明書と印鑑を持参してください。被災証明書がない場合は、申立書で申請できます

平成22年中の合計所得額の世帯合計が下表の基準額より少ない世帯は、保険料のうち均等割額と平等割額が軽減される場合があります。この場合の所得の合計は、保険料決定のための基準総所得金額とは異なります。

なお、軽減は該当世帯に自動的に適用され、申請は不要です。

軽減措置を受けるための世帯の合計所得金額

| ※被保険者数 | 7割軽減 | 5割軽減 | 2割軽減 |
|--------|--------|-------------|---------|
| 1人 | 33万円以下 | — | 68万円以下 |
| 2人 | 33万円以下 | 57万5000円以下 | 103万円以下 |
| 3人 | 33万円以下 | 82万円以下 | 138万円以下 |
| 4人 | 33万円以下 | 106万5000円以下 | 173万円以下 |

※国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行された人の所得および人数も含めます。ただし世帯構成が変更になった場合は見直すことがあります

災害・失業・低所得などの理由により、保険料を納めることが困難なときは、申請をすることで保険料の所得割額が軽減される場合があります。減免事由は左表のとおり。

保険料の減免について

非自発的失業者にかかる軽減は、申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参してください。

保険料率が決まりました

【問合せ先】国民健康保険グループ
(0798・35・3117)

賦課限度額を改定

新しい保険料率に基づいて決定した平成23年度の保険料通知書は、6月中旬に郵送します。

なお、保険料の計算方法は、左表のとおりです。また保険料の軽減や減免については下の記事を参照してください。

保険料の軽減・減免について

前年給与所得（給与所得以外の所得は対象外）を100分の30にして保険料の所得割額を算出するほか、高額療養費の所得区分についても給与所得を100分の30にして判定します。

非自発的失業者にかかる軽減は、申請が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参してください。